

【記載例】

特定相談支援事業運営規程（例）

（事業の目的）

第1条 **法人△△が開設する〇〇〇センター（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 〇〇〇センター
- (2) 所在地 埼玉県戸田市・・・・・・・・・・

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 相談支援専門員 〇名（常勤 〇名、非常勤 〇名）

相談支援専門員は、障害者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成等に関する業務を担当する。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

【記載例】

(指定特定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

事業の内容を記載する。

(例)基本相談

障害者（児）等からの基本的な相談

計画相談支援

(1) サービス利用支援（サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成等）

(2) 継続サービス等利用支援（モニタリング等）

- 2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
 - 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。
 - 4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
 - 5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 等、実費額を徴収することがある場合には記載する。

(事業の主たる対象者) *主たる対象者を定めた場合に記載する。

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、〇〇市、**市の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市へ報告する。

(事故発生時の対応)

【記載例】

第10条 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況の及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後○カ月以内

(2) 継続研修 年○回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は**法人与事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。